

## 町民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症について、政府は、5月6日まで全国に緊急事態宣言を発令し、感染拡大防止のため人との接触の8割減少を目標に様々な取組みがなされてきました。これにより、感染の拡大は一定程度抑えられているものの、医療提供体制の厳しい状況が続く中、取組みの緩みにより感染が再び増加することのないよう、地域ごとの実状を踏まえつつも、収束に向けて全国的な取組みを継続するため、緊急事態宣言が5月31日まで延長されることとなりました。

長野県においても、宣言の延長を受け、感染の拡大防止を図るため引き続き外出自粛の要請等の緊急事態措置を継続することとしています。

町民の皆様にはこれまでも、様々な取組みのお願いをしてきたところですが、引き続き人との距離をとることや、マスク、手洗いといった基本的な予防対策に加え、人との接触機会を減らす観点から生活の維持に必要な場合を除き外出を控えること、人の移動による感染拡大を防ぐため県をまたいだ移動は自粛いただくこと、三つの密を避けることなどを徹底いただくようお願いいたします。

また、町の各施設についても、当面5月15日まで貸出や利用の制限を延長いたします。

新型コロナウイルス感染症の対応は長期にわたることが予想され、感染予防のための行動を私たちの日常として意識していくことが重要です。政府の専門家会議からは、移動や買い物、娯楽、食事など、日常生活の様々な場面で感染症と向き合った新たな生活様式の提言がなされました。

町民の皆様にはこうした提言も参考にいただき、引き続き感染拡大防止の取組みへのご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年5月6日

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（坂城町長） 山 村 弘